

奈良県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
中川 昌二	中川整骨院 橿原市一町六九三 ―四	中川鍼灸整骨院	中川整骨院	平成二十七 年二月一日